

原議保存期間	以後1年（令和8年3月31日）
有効期間	1年未満（令和6年4月30日）

F . N o . 7 0 4 0 2 0 B

滋 交 企 甲 発 第 S 0 1 1 8 号

（ 地 交 規 交 指 合 同 ）

令 和 6 年 3 月 5 日

各 部 長
首 席 監 察 官
警 察 学 校 長
各 首 席 参 事 官 殿
各 参 事 官
各 所 属 長
各 監 察 官

滋 賀 県 警 察 本 部 長

令和6年春の全国交通安全運動の実施について（通達）

本年は交通事故抑止目標を「死者数37人以下、重傷者数305人以下」と定め、各種交通事故抑止対策を推進しているところであるが、2月末現在、県内の交通事故死者数は3人（前年対比－4人）と、今なお交通事故の惨禍にさらされる県民は後を絶たず、引き続き効果的な施策を推進していく必要がある。

このような情勢の中、令和6年春の全国交通安全運動が実施されることから、下記により本運動が真に効果の上がるものとなるよう、管内の実情に応じた取組を推進されたい。

記

1 期間等

(1) 運動期間

令和6年4月6日（土）から同年4月15日（月）までの10日間

(2) 交通事故死ゼロを目指す日

令和6年4月10日（水）

2 運動重点

- (1) 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルールの遵守

3 運動重点にかかる推進事項

別紙1「運動重点にかかる推進事項」の取組に加え、交通安全対策強化プラン「+7（プラス・セブン）」を推進すること。

4 県下統一行事

実施日	行事名
4月10日（水）	交通事故死ゼロを目指す日
4月15日（月）	近畿交通安全日 高齢者交通安全の日

5 留意事項

(1) 受傷事故防止等

交通指導取締り等の街頭活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、受傷事故防止に万全を期すこと。また、街頭活動や交通安全総点検を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保等にも特段の配慮をすること。

(2) 模範的な交通安全行動の率先

警察職員は、自ら交通ルールの遵守を徹底するとともに、模範的な運転マナーや自転車等乗車時の乗車用ヘルメット着用を実践すること。

6 報告

(内部管理につき省略)

運動重点にかかる推進事項

1 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

- (1) 幼児・児童（小学生）に対しては、新入学児童等を中心に、シミュレーター等の各種教育機材を活用するなど、心身の発達に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。
- (2) 横断歩道外や車両等の直前直後の横断等の法令違反による歩行中死者が多い実態を踏まえ、道路を横断するときは横断歩道を渡ること、車が近づいて来ないかどうか確かめること、信号に従うことといった基本的な交通ルール遵守についての指導啓発を推進すること。特に、高齢歩行者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化に応じた交通行動を促す交通安全教育を推進すること。
- (3) 保護者や教育関係者に対する交通安全教育の機会を積極的に設け、保護者等が日常生活や教育現場において、正しい横断方法及び自らの安全を守るための交通行動を繰り返し幼児・児童（小学生）に指導することの重要性について周知を図ること。
- (4) 地域における歩行者が関係する交通事故の実態を踏まえ、街頭における交通安全指導や保護・誘導活動を行うこと。特に、通学時間帯等における幼児・児童（小学生）等の保護活動を強化すること。
- (5) 小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの施設の所管行政機関及び道路管理者、地方公共団体、地域住民等と一体となった通学路等の交通安全総点検を実施するなどした上で、横断歩道等の交通安全施設等の整備や維持管理を推進すること。
- (6) 道路管理者と連携しながら、「ゾーン30プラス」の整備を推進し、スムーズ横断歩道等の物理的デバイスの設置を促進するとともに、その効果等について積極的に広報するなど、生活道路対策の更なる推進を図ること。
- (7) 道路管理者、地域住民等と連携しながら、子どもをはじめとする歩行者の通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に資する取組を推進すること。
- (8) 普通自転車専用通行帯の整備や「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」規制の必要に応じた解除を行うことなどにより、全ての交通主体の安全な通行の確保に努めること。

2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

- (1) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止可

能な速度で進行する義務があることや、横断歩道等における歩行者等優先義務等について指導を徹底すること。あわせて、横断歩道等に向かっている歩行者等の横断の意思が明確でない場合であっても、横断歩道等の直前で一時停止し、横断の意思の有無を確認してから進行するよう指導するなど、歩行者等保護意識の徹底を図ること。

- (2) 歩行者が関係する交通事故の発生時間帯・発生場所を重点に、歩行者の保護に資する交通指導取締りを推進するほか、可搬式速度違反自動取締装置を活用した取締りを実施するなど、生活道路等における交通指導取締りを強化すること。
- (3) 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、飲酒運転の危険性や交通事故実態等に関する積極的な広報啓発のほか、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育等の効果的な取組を一層推進するとともに、交通安全関係団体や酒類提供飲食業等の関係業界と連携して、地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を強化すること。また、飲酒運転の実態について、必要な調査・分析を行った上で、飲酒取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、関連情報の組織的な活用を図り、飲酒運転根絶に向けたより効果的な取締りを推進すること。
- (4) 安全運転管理者の選任義務について、関係機関・団体と連携して広く周知し、義務の徹底を図ること。また、安全運転管理者には、その管理下の運転者に対する交通安全教育や、運転者の運転前後にアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認するなどの安全運転管理業務を行う義務があることから、これらが確実に履行されるよう事業者への指導を徹底すること。
- (5) 妨害運転の危険性や罰則のほか、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の重要性、妨害運転を受けるなどした場合の対応要領、ドライブレコーダーの有効性についての広報啓発を推進するとともに、車間距離不保持等の重大な交通事故につながり得る違反に対する交通指導取締りを強化すること。
- (6) 高齢運転者に対しては、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を自ら理解し、安全な交通行動を実践できるよう、関係機関・団体等と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。また、高齢運転者やその家族に対しては、安全運転相談窓口、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者への各種支援施策の広報啓発を推進すること。加えて、安全運転サポート車の普及啓発及びサポートカー限定免許制度についての広報啓発を推進すること。
- (7) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用やチャイルドシートの適正な使

用の徹底について、行楽地等における運転者等への啓発や、被害軽減効果を実感できる交通安全教育を推進すること。また、高速乗合バスや貸切バス等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係機関、事業者等と連携した取組を強化すること。

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルールの遵守

- (1) 全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされたことを踏まえ、自転車乗車時の頭部保護の重要性と乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行うなど、全ての自転車利用者の乗車用ヘルメット着用を促進すること。
- (2) 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際の安全利用に係る広報啓発等を推進すること。
- (3) 具体的な交通事故事例を示し、損害賠償責任保険等の加入の必要性について周知するとともに、関係団体と連携し、自転車の点検整備の重要性と実施要領について周知を図ること。
- (4) 自転車利用時の基本的な交通ルール等の周知を図るため、自転車安全利用五則を活用するなどして、対象に応じた交通安全教育や広報啓発を実施すること。特に、自転車は「車両」であり、車道通行が原則であることや左側を通行することのほか、歩道は歩行者優先であり、歩道通行時は車道寄りを徐行することや歩行者の通行を妨げることとなる場合の一時停止義務等について指導を徹底すること。
- (5) 自転車利用者による交通違反については、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、違反者自らが危険性や交通ルールを遵守することの重要性について理解できるよう、指導警告票を活用した実効性のある指導警告を行うとともに、信号無視や指定場所一時不停止等の交通事故の原因となる違反行為や悪質性・危険性が高い違反行為に対しては、交通切符等を活用した検挙措置を講ずること。
- (6) 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対して交通事故発生状況等に関する情報を提供するとともに、実技を含む交通安全教室の開催等の交通安全対策を行うよう働き掛けること。また、街頭における自転車配達員に対する指導啓発や飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の諸対策を推進すること。
- (7) 特定小型原動機付自転車に係る新たな交通ルール等の周知・遵守が極めて重要であることから、ウェブサイト、SNSなどの各種媒体を活用した効果的な情報発信や、関係機関・団体等と連携した交通ルール等の広報啓発等を推進すること。
- (8) 特定小型原動機付自転車の運転者には、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されていることから、頭部保護の重要性と乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広

報啓発を行うなど、運転者の乗車用ヘルメット着用を促進すること。

(9) 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反行為のほか、通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反行為に重点を置いた取締りを強化するとともに、その交通実態を分析し、通勤時間帯における市街地での取締り、夜間における繁華街での検問等、交通事故抑止に資する取締りを推進すること。

(10) 特定小型原動機付自転車の販売事業者等は、購入者等に対し、交通安全教育を行う努力義務が課せられることから、事業者による交通安全教育が適切に行われるよう、交通違反や交通事故の発生状況等について、必要に応じて情報提供や指導助言を行うこと。

4 その他

上記のほか、二輪車乗車中の交通事故死者数が増加していることから、二輪車の特性の周知や乗車用ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について広報啓発を推進するほか、中高年、フードデリバリー事業者等に対する交通安全教育等、交通事故実態を踏まえた交通安全対策を推進すること。